

臨床社会学の方法

(23) 暴力を認めるが加害を認めない人々との対話

中村 正 *

*Ritsumeikan University

1. いろいろな対人暴力が増えてきた

多様な形態の暴力が顕在化している。ランダムにあげれば、①在日韓国・朝鮮人、障がい者、セクシャルマイノリティ等へのヘイトクライムやヘイトスピーチ(「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016年)、②看護や介護等の対人援助職者への暴力、③アウティング(同性愛者から告白されたことを他人に伝えた結果、その当人が自死した事件がある)、④人格に屈辱を与えるモラルハラスメント、⑤スポーツ指導やクラブ活動における体罰、⑥見えにくく分かりにくい暴力(例えばマイクロアグレッション。本誌で朴さんが論述している)、⑦子どもの前でのDV(面前DV)、⑧デジタルストーキング(複数のツイッターアカウントを持ち、相手の動向を調べていた事例がある)、⑨リベンジポルノ(2014に制定された「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」で対策が講じられた)、⑩優生思想にもとづく排除的暴力(津久井やまゆり園での障がい者19人殺傷事件が記憶に新しいが、出生前診断の拡大等の新優生思想も含まれる)、⑪危険なあおり行為による交通違反等が思いつく。

こうした暴力(暴力性、排除性、攻撃性)に対して、その加害者個人のパーソナリティだけ

に要因を帰してしまう(個別化・心理化)ではなく、社会のなかに暴力を肯定する意識や態度があることを象徴するものとしてみるアプローチが必要となるだろう。暴力を肯定する意識と態度が共軸関係となり、加害性の自覚を希釈させていく。社会のなかでそれが暴力であるとの感受能力が低いと個々の行為者の加害性の認識も弱くなる。

暴力を個々人の側に引き寄せてみる作業をしてみる。社会という大きな括りではなく、暴力がひきおこされる集団、関係性、相互作用を区分けして視界を置いてみると少しだけ暴力が身近になる。家族や親族、地域社会、組織、学校、企業や業界、仲間集団等が浮かび上がる。これらは中間集団であり、その集団の編成の特性に暴力が懷胎すると考えることができる。

また、ジェンダー(女性への暴力という点だけではなく、男性同士の暴力、女性蔑視・嫌悪等からみえてくる男性性のもつ課題を明らかにする必要がある)、人種的民族的なもの(ヘイトクライムやヘイトスピーチの背景にある憎悪、嫌悪、恐怖の感情も含めて考える)、障がいや病気等の「属性主義(本人からみて変更しにくい事柄を差別や排除の根拠にしていく事態)」という構造が浮かびあがる。さらに、ステイグマや烙印(ラベリング)作用等の相互作用がある。ここには共に希求しあう一体化の組織原理が強

く作用する集団や親密な関係性、社会的排除や差別という特性があることがみえてくる。

こうした関係性、相互作用、社会構造等に即してそれぞれのタイプの暴力を詳細に検討していくべきだが、ここではそうした暴力をめぐる加害の「語り・ナラティブ」について考えてみる。暴力を語ることはできてもそれが罪であることを意識して、被害への理解とともに加害として語ることができるかどうかはまた別の次元にあると思うからである。暴力は語ることができても加害としてそれを認めることはまた別の次元だからである。

脱暴力の方策を検討する際の前提となるのは暴力の理解そのものであるが、暴力行使をどんな語彙と文脈のもとで語るかは加害の認識と自覚にとって重要である。脱暴力をめざす支援に必要なことはこの点である。加害者臨床として展開していくことを意図しているが、暴力を認めても加害者にならない人がいるので、この両者を架橋することに苦心する。そして、本連載において何度も指摘してきた「ワードを word がワールド world をつくる」という構築主義的な見地からも、暴力の語り・ナラティブを超える「加害の語り・ナラティブ」は必須となる。ではその加害の認識と自覚はどうすればすむのだろうか。被害のナラティブも、トラウマケアを含んだかなり困難な作業であるが、加害のナラティブも別の意味で困難である。加害の自覚と認識をすすめるためにいくつか検討していく。

2. 暴力の語りや認識とは異なる加害と責任の自覚をどう深めていけるのか

私はかねてより加害者臨床・司法臨床として脱暴力のための支援がいかにして効果的に成り立ちうるのかについて関心を寄せてきた。犯罪であれば刑事事件の取り調べをとおして加害の語り・ナラティブがすすむ。

しかしそれは法的事実の確定のための権力関係下での発話である。言葉は自由に選べない。

少なくとも対話ではない。暴力の背景事情は情状として位置づけられるはあるが、当事者の主観的な意味づけは全面にでてこない。現実を構成する内発的な発話、相互作用による対話から意味が構成されていく。その際に用いられる言葉がいかなる文脈にあるものなのかが大切だ。暴力を雄弁に語るだけでは単なる武勇伝にしかならない。そこでの加害性の視点が欠落していくと暴力加害に関する主体の側の構築ができるない。脱暴力のための自己の構成、現実の認識、他者の理解にはたどり着かない。暴力は認めたとしてもそれが加害の問題として自己に反省しない。ではこうした加害の語り・ナラティブ・表現はいかにして可能なのか、その取り組みや表象について広く渉猟してきた。

たとえば戦争加害については、研究ももちろんだが、当事者の語り、ナラティブ、多様な表象・表現が相当に蓄積されている。印象深いものは、映画『アクト・オブ・キリング』(ジョシュア・オッペンハイマー監督、The Act of Killing が原題。2012年制作のイギリス、デンマーク、ノルウェーの合作のドキュメンタリー映画)である。

加害行為を描いたこの映画はインドネシアで起きた100万人大虐殺の真相に迫るドキュメンタリー映画だと銘打たれている。インドネシアの複雑な歴史が横たわる。1965年9月30日深夜のインドネシア。スカルノ初代大統領派の陸軍左派がクーデター未遂を起こす。あとで大統領となるスハルト少将(当時)が鎮圧。「事件の黒幕は共産党」と断定され、インドネシア全土で同党支持者とされた人々、華僑ら100万人以上が殺害された事件である。その後30余年にわたるスハルト独裁体制のもと、事件に触れる事はタブーになり、加害者は訴追されていない事態が続いている。「わたしは当初、虐殺を生き抜いた人たちと記録映画を作り始めた。彼らはいまも加害者を恐れながら、同じ地域で一緒に生活している。それが衝撃だった」と監督は制作の動機を語る。

2000年代初め、監督は虐殺に遭いながらも生き延びた人々の話を聞いていた。しかし撮影は軍の妨害によって中断せざるをえなくなった。監督は一計を案じた。加害者、つまり殺人の実行部隊となった地元のギャングたちに「あなたたちの虐殺行為を演じてくれないだろうか」と提案した。スマトラ島メダン市で「1000人以上は殺した」と豪語する殺人部隊リーダーのアンワル・コンゴラが、喜々として自らの手柄のように思っていた大虐殺の方法を「演じ」始める事になる。事件の被害者に取材するのではなく加害者に自らの行為を演技で「再現」させた。その過程をとおして人間の残虐さが明るみにだされていく。インドネシアの歴史とともに、加害の過去が再演されていく。かなり数の加害者が「出演」している映画のなかの映画のようにしてその再現が続く。

こうして撮影が始まる。陰惨な現実を加害者たちがドラマ化する。加害者たちは自ら出演者を仕切り、衣装やメークを考え、「これこそ歴史だ」といいながら演技する。大虐殺に加担したにもかかわらず、まさに英雄のような態度である。しかし彼らはなぜ、迷いもなく殺人を続けられたのか。虐殺をした側がいまでも政権を握る社会では、いつまでもその行為が肯定されているからこうした手法が可能になったともいえる。加害者たちは普通にそこで暮らしているからだ。

監督はこう分析する。「人を殺す場合、対象と距離をどの程度を置けるかが鍵になる。あなたがもし『誰かを殺せ』と言わされたら、心の中でブレーキがかかるかもしれない。しかし問題はどこで誰を殺すかではなく、いかに殺人という行為から距離を取れるかなのだ」。

この映画、一般には加害の現実を表現した秀逸な作品だとされている。しかし加害の語り、ナラティブ、表現としてこの方法は肯定できないやり方だと思った。確かに醜悪な場面の再現にはなっている。しかし、加害を演出して自らが演技するというこの映画の撮り方に問題があ

るようには私には思えた。ひとことでいえば「加害者の目線」「加害者主導」なのである。確かに最後の場面で主役を演じた主犯格の加害者はとう吐して終わる。観ている者にとってはお決まりのエンディングのようにみえるが、その直前までの嬉々とした表情との不釣り合いが気になるし、すべてが加害者自らの演出によるので、当人の気分的な不快感は表現されているが、脱暴力や反暴力の意識や罪の意識は生成しない。加害の表現としては奇妙なシーン（それ自体は映画らしいセットなのだが）も挿入されていて、虐殺のお祭りのようになっている。自分勝手な加害の表現の映像となっている。なぜならこれは映画だからである。演じられたフィクションでしかない。だからこれらは加害の表出ではない。

映画評論家の藤井仁子さんも同じようなことを指摘している。「おのれの行為と真に向き合うべきはこの映画自身である。殺人者たちはアメリカ映画を模倣したものだった。監督もまた利用されている。監督は映画内映画をつくることに荷担していた。この加害者たちの反省と謝罪はない。反吐を吐くだけで終わる」。「これをみて加害のナラティブだとはとても思えない。加害を喜んでさえいる様子が描写されているだけ」と。また『『アクト・オブ・キリング』の目立った特徴は、映画内映画と、それ以外の「地」の部分との境界を、故意にあいまいにしていることである。」とも指摘する。つまり加害者を捉えきっていないという辛辣な批判である。

（<http://kobe-eiga.net/webspecial/review/2014/04/>第二十二回『アクト・オブ・キリング』では「神戸映画資料館」と題した映画評論が公表されている。そこからの引用。2018年11月27日最終閲覧）。

藤井さんに同感であるが、これも記してきたように暴力を描いてはいるが加害性を描いてはいない。この事件を社会は反省していないからである。ではどのような加害の表象が必要で可能なのだろうか。冒頭に記したような多様な種

類の暴力加害について、戦争から家族までの多岐にわたる暴力加害の自覚と認識にはまだまだ時間がかかる。とはいえたが、対応はまったくなしに必要となっている。そのための加害の語り・ナラティブの手がかりはないのだろうか。

3. 加害の語り・ナラティブの手がかりを求めて

加害を認めた語り・ナラティブとして共感を持って受け止められた最近のものとして、日大アメフト部の学生の発言がある。2018年5月6日に行われた日大対関学大の第51回定期戦で、日大の選手が危険なタックルで関学大のクオーターバックを負傷させたことについて、当事者である日大のディフェスライン宮川泰介選手が東京都内で記者会見を開いた。記者会見とともに公表された陳述書に記されている次の弁である。「たとえ監督やコーチに指示されたとしても、私自身が『やらない』という判断をできずに、指示に従って反則行為をしてしまったことが原因であり、その結果、相手選手に卑劣な行為でけがを負わせてしまったことについて、退場になってしまった後から今まで、思い悩み、反省してきました。そして、事実を明らかにすることが、償いの第一歩だと決意して、この陳述書を書きました。」その時に公表された「陳述書」の末尾にある結びの言葉。その後も問題は解決されずに混乱が続いている。

これは加害行為を行った当人の言葉であるが、その背後にはさらに大きな組織の暴力性があるので、あいだに入った者の苦悩の表明という面があり、また学生としては犠牲者のような面もあり、こうした謝罪が共感とともに受けとめられたのだろう。

暴力を認めて語るだけではなく、そこに罪の意識を重ねてはじめて加害の語りとなる。たとえば戦争での加害の語りがたくさんある。ベトナム戦争（一般には1964年8月のトンキン湾事件あるいは65年2月の北ベトナム爆撃からアメリカが敗北して撤退した1973年もしくはベトナム統一の1975年まで）を語るアラン・

ネルソンの告白がある（アレン・ネルソン『「ネルソンさん、あなたは人を殺しましたか？」ベトナム帰還兵が語る「ほんとうの戦争』』（講談社文庫、2010年）。

これは貧困と人種差別から解放されるために18歳で入った海兵隊でのベトナム戦争体験である。訓練は殺人マシーンをつくる。徐々に人を殺すことの躊躇や罪の意識がなくなっていく。その結果、人を殺す自分ができあがっていく。

しかし「ほんとうの戦争は無慈悲で残酷で愚かで、そして無意味です」と言う。殺し合うことの悲惨さが告白されている。

不遇な境遇に育った黒人少年が戦争に自分の価値を見いだしていく様が語られる。エリート海兵隊員になるために受けた過酷な訓練とそれに伴う洗脳の日々。ベトナム人を人間ではなくグーグス（アジア人に対する蔑称。サーカスの見せ物小屋にいる異形の人間という意味）とみなす訓練を受けている。殺し続け、狩った獲物から切り取った耳を連ねた輪を首から下げる兵士たちは感覚が麻痺させられている。

ベトナムから帰還後、ホームレスをしていた彼に同級生だった女性が声をかけ、子どもの前で戦争を語ることになる。小学4年生の教室。運命的な質問が飛んできた。「ミスター・ネルソン、あなたは人を殺しましたか？」と質問したのは女の子。「わたしは何も言うことができませんでした。わたしは目をつむりました。わたしの心の中に深い暗闇が穴をあけていました。そして、その暗闇の中から、わたしが初めて殺したベトナム人の死体がうかびあがってきました（25頁）」という。

はじめて人を殺し、人が兵士になっていく過程が赤裸々に語られている。組織のもつ構造的な暴力性を背後に個人が翻弄され直接の行為者となっていく様子がよく理解できる。事後的ではあれ暴力行為の自覚とともに加害性の認識が生成した語りとナラティブである。

日大の学生も戦場の兵士もある大きな組織の暴力性の渦のなかに巻き込まれている。しかし

行為したのは個々の個人である。そのあいだで揺れる。加害の自覚ができているので、暴力だけを語るのではない様子がこれらのテキストからみえてくる。

暴力はある状況の下では肯定されている。戦争であれ部活であれ組織構造のもつ力の作用がある。もっと日常的には、懲戒、体罰、しつけ、指導という名の下に暴力が許容されている。これらをささえるのは暴力を正当化する考え方である。特に「正義のための暴力」論は主流となっている物語化である。暴力の語りと加害の語りが異なり、かい離していく分岐点はここにある。暴力は正義なのである。戦争を筆頭に暴力を容認し、肯定する事例はたくさんある。

ストーリーは物語であり意味づけの体系である。暴力をささえる背後の仮説の自覚が重要だろう。具体的に思い浮かぶ事態と主流の物語や意味づけは次のような場合である。①懲戒や懲罰を可能にする他罰的な意識や態度(虐待、DVも含む)、②優生思想のような障害否定の意識や態度、③多様なマイノリティへの嫌悪的感情や排除の意識を生起させる偏見、④これは遊びだといって暴力性がみえなくなるいじめやいじりという名づけ等である。

社会のなかにある暴力を支える意識と態度(これを共軸関係と呼んできた)が個々人の暴力の認識と加害の自覚のかい離をつくりだす。

4. セメト身近な関係での加害はどのように意識しうるのかー「対の関係性」の特徴と暴力ー

冒頭に記した暴力の諸相はそれぞれ異なる根っこをもったもので同一には論じられないが、どちらかといえば男性性や男性的領域に関わる共通項があるといえる。加害者の多くは男性である点も共通している。だから暴力の多くは男性の暴力といえる。もちろん女性や子どもや障がい者に向かう暴力だけではなく、男性と男性のあいだの暴力もたくさんある。

さらに男性としてではなく社会のもつ意識としての「男性性(男らしさ)」と暴力を関係づけ

ることもできる。たとえば戦争加害の体験をとおしてジェンダー関係の特質が浮かび上がる。『戦争は女の顔をしていない』(スヴェトラーナ・アレクシエヴィチ、岩波現代文庫、2016年)がある。これは500人の戦地で闘った女性兵士たちのオーラルヒストリーである。ソ連では第二次世界大戦で100万人をこえる女性が従軍し、看護婦や軍医としてのみならず兵士として武器を手にして戦ったとされる。しかし戦後は世間から白い目で見られ、みずからの戦争体験をひた隠しにしなければならなかった。ノーベル文学賞作家の作品である。

一部引用しておく。「兵士に志願するともらえる支度金で、トランクいっぱいにチョコレート菓子を詰め込んで戦場に赴いた。/行軍の最中に見つけたスミレで花冠をつくり、支給された銃に飾っていたら上官に罰当番を命じられた。/戦功で表彰されることになり、軍服の襟に夜鍋でふち飾りっぽいものを縫い付けて、晴れ着っぽくなるよう工夫した。/戦友として敬意は抱いても、決して妻にはしたくないと、男性側の本音もありのまま。/同じ戦場に立ち、そのまま結婚に至った夫婦が居ても、男性は自分の妻が戦争で勇敢に闘った事実を隠したがる。戦時中は『戦地で闘う可哀そうなお嬢さん』と見られていた彼女たちは、戦後は世間からの圧力で、口を閉ざすことになる。戦場の英雄は、平和な日常生活においては単なる人殺しだから。「わたしは機関銃兵でした。どれだけ殺したか・・子供をつくるのが怖かった。・・でも、あたしはいまでもまだなにも許してません。これからも・・ドイツ人の捕虜を見たときはうれしかったわ。その人たちが見るも哀れだということがうれしかったの。/あたしは二つの人生を生きてきた気がします。ひとつは男の、もう一つは女としての・・」。ジェンダー関係は女性の戦争体験をこのように意味づけていくリアルなナラティブである。

同じ事は家族関係にも重なる。家族はジェンダー関係を再生産する制度である。暴力が家族

をとおして再生産される局面も含まれる。対等な人間関係をジェンダー関係は非対称なものとして体験させる。家族とジェンダーをとおして非対称性を含んだ「対の関係性」が形成される。家族は他者同士の関係からはじまる。最初は恋人関係である。さらに夫婦関係となり、誕生した子どもはその二人をみながらパートナーシップを暗黙に学ぶ。

ジェンダー関係はパートナーシップが対等ではない意識をすり込んでいく。ただちに暴力とまではいかないにしても、コントロール行動、主従的関係、ケアする者とケアされる者の関係性がパートナーシップに付随して学習されていく。これらはパワーとコントロールの関係を内在させたパートナーシップのかたちである。

精神科医の神田橋條治は『精神療法面接のコツ』(岩崎学術出版社、1993年)で家庭内暴力について言及している。主要には思春期青年期の家庭内暴力だと考えられるが、二者関係や親密な関係性としての家族のなかの暴力を把握するには大切な指摘である。

それは「家庭内暴力は、暴力の快感への嗜癖ではない。一見怒りや攻撃のように見えるものは、悲しみの変形物もしくは悲しみへの慰撫工作である。家庭内暴力に限らず、一般に、悲しみに支えられていない怒りは持続性をもたない(226頁)」であり、「実在するのは、命のわがまま性である。それが妨害に会うと、いのちを生かすために、いのちのわがまま性の亢進が起こり、積極性や意欲や攻撃の形で表出される(229頁)」のだという。

その上で、「そうした行動を支えるエネルギーは『悲しみ』というコトバに最も近い内的雰囲気である。それがしばしば怨念の表現形をとるのは主体の自助活動の成果である(197頁)」だと記している。「いのちのわがまま性の変形物としての攻撃性」があり、それが発現される「対人関係の原型は二者関係」であり、そこには「やる・とる」「充足・不充足」を志向する欲望があると指摘する。

もともと他人同士である男女や夫婦や恋人の関係にはじまる生殖家族へと連なる営みが宿しているこの二者関係は「対の関係性」と言い換えられる。そこに家族関係の特性がある。社会のなかで拡大して考えると、たとえば師弟関係も同型的な面がある。私はさらに家族とジェンダーの関係を重視し、男性問題としての暴力には、息子、父親、夫としての男性性ジェンダーとの関係を無視できないと考えてきた。

それらは「対の関係性」であり、家族関係では男性性と母性との関連が重視されるべきだと考えている。冒頭の多様な種類の暴力は男性の暴力としての同心円的な連続性があるが、家族の歴史・制度・文化を介して、この「対の関係性」に対人暴力生成の源がある。原型という意味は多義的であるが、神田橋のいう「やる・とる」「充足・不充足」をさらに普遍していくとその中心には「ケアすることとケアされること」のジレンマがあり、相互作用の内実としての「関係性のコントロール」があり、女性性を母性中心に編んでいく家族を中心とした社会の再生産の仕組みがみえてくる。

身近な関係をとおしてパートナーシップの形成に宿る非対称性ができあがり、コントロール行動となり、暴力の萌芽ができあがっていく。言葉が現実を構成するという構築主義の見地からすれば、グループワークや加害者臨床では、暴力を認めることだけではなく加害を認める言葉を紡ぎ出していきたいと考えている。刑事事件の調書や記録のような枠にはまるものは司法的な判断として有益だろうし、文学による想像力や映像による写実の力もまた思考を広げてくれる。それを超えて、暴力の責任と自覚に向けて内的現実を創りだすために加害を認め、語る語彙と文脈を構成していく課題が加害者臨床に託される。

男性相談というカウンセリングも言葉を引き出していく重要な場である。この言葉だしに寄り添うことが大事であるが、そこに社会のもつマクロな動態として「暴力の文化」が還流して

くる。社会もまた暴力を肯定する物語を保持しているので、こうした取り組みは社会臨床的な場でもある。

5. 関係性を拓く脱暴力の場へー受講命令・参加命令をとおして

暴力の認識と加害の自覚のための場へと加害者たちを導くには制度による介入が必要である。契機としては取り締まりの強化がある。これは犯罪化である。さらに犯罪化だけではなく、親密な関係性を私的領域として措定し、そこにおける対人関係のなかに公共性、規範形成、権利擁護を位置づける政策課題が冒頭の暴力を対象にした法律の整備である。児童福祉的な介入や親権への介入、DVの保護命令制度等として親密な関係性への介入の制度も犯罪化政策である。虐待が発見されれば親子の一時分離をとおした家庭介入となる。

これまで民事不介入とされていた親子と夫婦の関係を公的に扱うことが徐々に進展してきた。親密な関係性の特質に由来し、暴力と虐待の排除とともに確保される安全・安心から、さらに再犯防止を目的とした脱暴力・脱虐待に向かうリハビリテーションの組み込みや、家族再統合にむかう修復的取り組みの制度化が焦点のひとつとなっている。

外的契機としての法化社会が進展し、従来からあったものが暴力として定義され、社会的な認識が深まっている。その上で、暴力と加害の語り・ナラティブを生成させる場と制度の創出がさらに求められている。

臨床社会学的な社会制度としてはDV事案での保護命令、ストーキング事案での接近禁止命令、子ども虐待の事案での親子分離の際に措置できることとして「参加命令・受講命令制度」がある。これは脱暴力の機会提供としてすぐにでもできることである。本連載でも取り上げてきた治療的司法という新しい法理念も相伴いながら、加害者臨床への参加と受講を命じる制度が諸外国に存在している。

加害者たちが参加と受講を指示される脱暴力の場はすでに世界中で取り組まれている。英国やカナダでは「説明と責任のためのサークル」という。この場への参加と受講を指示し、事態を変化させる機会とする。

もちろん、暴力であるという認識の成立に難儀するので、そこからさらにすすんで加害を自覚するには時間がかかる。

当然のことであるが、この暴力と加害の語り・ナラティブは自発的でなければならない。しかし自発性に委ねると男性同士の身勝手な「あるある話」や武勇伝的な話に墮していく。私はこれを「ホモソシアル関係を映しだすメンズトーク」と名づけた。加害者臨床の、とりわけグループワークで発生しやすい男性同士の「負の連帯」とでも言えるようなコミュニケーションモードのことである。

男性相談や男性グループワークでは、他罰的傾向が強く、女性嫌悪的な内容が散見されるような主流となった物語化を持ち込む参加者がいるのでファシリテーターは留意する。

自発性に委ねると社会のもつ主流となった物語が入り込んでくる。放置しておくと加害の語りと認識が生成しなくなる。喧嘩でおわるか、二人で解決すべき事項へと格下げされていく。暴力は閉じた関係へと沈殿していく。

また、親密な関係性における愛情のもつ束縛・拘束の面も看過できない。その内奥は複雑である。過誤期待 false expectancy と拘束・操作、ストックホルムシンドロームともいわれている「対の関係性の罠」である。その相互作用を解剖していくと、家族的履歴、愛着形成過程、セクシャルな充足感、感情的な不充足感等が作用し、「対の関係」における束縛・拘束を含んだ愛情という像が浮かび上がる。

外部との境界ができ、対の関係性（カップルフッド）として閉じ、高い凝集性が組織され、共生するという親密な関係性が構築されていく。これは愛情である、家族である、しつけである、親密さである、相互の義務である等というル

ルが想定されていき、閉じた関係へと至り、暴力が表面化しなくなる。

6. 他罰性と操作性がみえてくる

暴力の加害者たちの弁解には特徴がある。要約すれば、①対の関係において「操作性の強さ」への無自覚さあるいは当然視があること、②暴力を引き出させたのは相手だという「他罰性と責任転化」があること、③非対称な関係性における「服従化の心理の活用」があること、④相手への「読心性（マインドリーディング）の喚起」を期待すること、⑤「歪んだ愛着」が形成されやすいこと（ストックホルムシンドローム等）、⑥人格を攻撃する「価値剥奪的で地位降格的な関わり」があること（モラルハラスメント的である）、⑦「被害者の自己嫌悪化を促進」させるようなコントロールがあること、⑨「被害者の適度な抵抗の常態化」等である。

ひとつひとつの事項について紹介していくのが稿を改めてのこととしたい。加害者臨床では、先の参加命令や受講命令制度が欠落しているなかで、こうした特性をもつ男性たちと治療同盟（信頼関係）を構築し、動機形成へと向かう支援を行うことになる。

加害者臨床の初期段階はこうした加害者の特性を受け取り、理解しつつ変容の方へと歩み出すことに向けた対話をを行う。罰を中心としたアプローチだけでは動機付けへと向かわないが、脱暴力という規範形成には何らかの強制的な要素が奏功する。自らが選択して脱暴力志向へとすすむような意志形成のための制度システムが必要であり、そこへの参加命令や受講命令があると動機が設定できる回路が開かれる。現在は子ども虐待やDVにしても自主的な参加を期待するしかない。

加害者臨床の主たる課題は動機形成である。これまで加害者は、「動機づけられていない当事者」、「非自発的な当事者」、「抵抗する当事者」と特徴づけられてきた。そのために自発的な規

範形成に資する参加命令・受講命令とは何であるのかは難しい制度となる。目標設定に自ら参加するように強いるということなので、「強制性と自発性の統合」という工夫から脱暴力支援がはじまる。

こうした命令制度・受講命令ができたとしても、動機形成、規範構成、行動修正、認知再構成を成人に対して実施する加害者対応の新しい領域であることに変わりはない。加害者たちとの対話から、男性としての、あるいは家長としてのメンツ、中和化しているので記憶が水面下に沈んでいる忘却という事態、ジェンダー役割への耽溺と無反省、二人で解決したい、束縛としての家族の意識等がみえてくるなかで動機形成をすすめることになる。これらを隘路とし、手がかりをこのなかに見いだしていくしかない。まずは暴力の語りとナラティブを当事者と協働して引き出す。

脱暴力のグループワークにつながると、治療同盟の前に男性同盟ができやすくなるが、せめてそれを手がかりにして対話を進めることになる。徐々にグループワークでの語りをとおしてそれまでとは異なる言葉がでてくる。加害者の生育過程での被虐待体験としての傷が語られることもあり、その時点では治療同盟の手がかりができる。さらにジェンダーの暴力性、男らしさの罵、感情を表現することの難しさも言語化される。

加害者臨床は自発的に脱暴力を志向することを強いるという矛盾したアプローチである。処罰ではない、あるいは処罰だけではない脱暴力・虐待への支援と選択肢を提供することが眼目である。まず加害者臨床論では、動機、意欲、関心を前景化させることになる。

7. 否認の背景にあることの可視化

加害者のもつ自らのものの見方や考え方に対する動機や説明のための語彙や言葉を創っていく。変化への「抵抗」を手がかりにして対話的な関係を構築する。共に伴走するようなアプロ

ーチである。このアプローチは動機づけが相互作用的な特徴をもつことを前提としている。

関係性の暴力なので、他者への傷つきがあるので暴力の事実は比較的認めやすいが、次のハードルである加害性はそうではない。そこに「否認」があらわれる。暴力を語る語彙ではなく、文脈が問題となる。それを自覚し、再構成のための動機形成に向かう。処罰的で、直面化にもとづく矯正教育は反応性・応答性が悪化し、先に指摘した当事者の特性（動機づけられていないクライアント、非自発的なクライアント、抵抗するクライアント）をつくりだしていく。加害者臨床では、暴力の説明を加害者のもつ文脈へと広げて理解し、語彙だけではなく暴力を正当化していく説明や意味づけのための「図」を再編することになる。

ひとつのアプローチは次のようなものである。「否認」の言葉の背景にあるものは文脈あるいはセルフトークをみると別様の解釈（動機がないようにみえるが）が可能となり、そこへと働きかけをおこなうような対話とする。コミュニケーション的相互作用をもとにした文脈理解である。

たとえば、その説明で表面化する「そんなことしていない」という否認の説明は、その文脈を探りだす契機とする。加害者の主観的な「図」において再構成すると、「そんなこと恥ずかしくて認めることができない。」「もしそれを認めたなら次に起こることに直面できない。不安である。」ということとして再構成し、加害者臨床での対話へと変容させていく。

同じような中和化の説明がある。「そんなに悪いことではない。」という言い方である。これも「これが俺の報酬を得る唯一のやり方だった。」「もしそれが悪いことだと認めると悪者になってしまう。」という文脈において対話の回路を確保しようと試みる。

また、「それを止めるつもりはない。」という開き直りのような説明も、「この楽しみなしの生活は考えられない。もしこれがないと生活の全

般を変えなければならない。」だろうと措定できる。「助けなんか要らない。」は「あなたが私に何を聞くのか心配だった。私は失敗するだろう。そして問題がさらに悪くなるかも知れない。」と置き換えてみる。

このように「否認」「抵抗」はコミュニケーションの契機として活用することができる言語的資源であり、異なる相互作用の契機となりうるを考えるのである。

こうした対話は「応答性・反応性」を考えていることになる。一般には、抵抗 resistance から関与 commitment への変容と位置づける。「抵抗」はあくまでも相互作用への反応に他ならず、相互作用のかたちをかえることで異なる応答を引き出すアプローチが加害者臨床論の基本となる。

8. 「反応性」を重視したメンズサポートを考慮する

また、両義的なことも加害者の特徴である。受容か拒否かのあいだにあるクライエントが多い。変化するか現状維持かの岐路に立たされているので、支援者の立ち位置でどちらに揺れるか決まる。たとえば、「直面化-否認の罠 (Confrontation-denial trap)」がある。否定的、攻撃的、嫌悪的な相互作用を想起させるアプローチを回避するのが加害男性である。直面化は否認を誘発する。

しかし、辛いことや困難なことに対面することがないと責任が召喚できずに、暴力の乗り越えに向かわない。その「抵抗」の核にあるのが「否認」である。「否認」の特徴が加害者臨床において指摘されてきた。

第1は、「完全な否認」である。DVでは「頭が真っ白になった」という加害の言葉に近い。

第2は「部分的否認」である。特に性犯罪で顕著である。たとえば、被害者が同意していた、楽しんでいた、売春や乱交好きだ。それは愛だった、単なる遊びだった、教えてやっただけだ、という言い分になる。

第3は、「問題の否認」である。たとえば、「や

ったが性犯罪ではない、二度とやらない。子どもや強いた性行には関心ない。そんな逸脱した空想なんかもっていない」という説明となる。

第4は、「加害の過小化」である。「犠牲者が言うよりは少ない。強いたり、押しつけたり、脅したことではない。侵入は犠牲者がいうよりは少ない。他に犠牲者はいない」等となる。

第5は、「責任の過小化」である。「相手は誘発（誘惑）した。あいつが怒らせたのだ。あいつの親が無視した。酔っていた。ストレスが強くあり感情的に動搖していただけだ。配偶者に性的には満足していなかった。性の衝動に駆られた。嫌だといったけど本当はイエスだ。」等である。

第6は、「被害の否定・過小化」である。たとえば、「あいつのトモダチや家族は被害なんてない」という。私の行為の結果だけではない傷だ。愛しているものがそんなことするはずはない。強いたわけではない。」等である。

第7は、「計画していたことの否定」である。「その瞬間の衝動だった。あいつがきっかけを与えた。」である。家庭内でしか暴力を振るわない加害者は対象を選定しているので、無意識とはいえ計画しているといえるのでその矛盾の気づきを促す。

リスク（危険要因）とニーズ（人間的な欲求）とレスポンシビティ（反応性・応答性）の三軸モデルが加害者臨床では指摘され、とくにレスポンスの良さ、つまり加害者臨床プログラムへの反応性・応答性を重視すべきだとされる。罰を前面にだした矯正教育的なモデルは加害者を遠ざける。自らの暴力性と被害に直面化することが自発的かつ能動性に可能となる道筋をプログラムとして開発すべきだろう。

そのためには初期段階のアプローチが重要となる。加害者との持続可能な対話の回路をつくり、脱暴力へと踏み出すことの支援を開始するが、そこには抵抗する、非自発的な、否認する経過を踏むことになる。罰だけではこの回路は閉じていく。被害との直面化を急ぐアプローチ

も関係は持続しない。

9. 暴力を振るう男性のコミュニケーションの仕方に伴走しながら-男性と男性の関係性にこそ課題があること

主流となっている男性性は、親密な関係性を形成するために、喧嘩、暴力が有益だと考えることがある。コミュニケーションとしての暴力だと言うことがそのことを物語る。友情関係や仲間集団の高揚の際にこうした契機が利用される。男性にとっての親密な関係性の経験は、母性との親子関係、同性同士の仲間関係、仕事の競争的同僚関係、スポーツ、クラブ、仕事等の何らかの業績達成を介した先輩後輩関係である。成熟した女性との対等な愛情をもとにした関係に先立っているか並行している。ここに暴力は存在の余地がある。男性性と暴力の重なりは育ちのなかの男性同士の親密な関係性の形成をとおしてみられることになる。

コミットメント（関与）すること、弱さをみせること、感情的な交歓を行うこと、充足を与えること-ケア（配慮）しあうこととは距離のある男性同盟（ホモソーシャル）が存在している。

母性との関係は充足を与えられる-ケアされる経験である。家族という装置・制度とジェンダー秩序としての性別役割分業をとおしてそれは女性性と等価なものとなり、妻役割が母役割と置換されていく。成熟した対関係においてこのケアされる体験は、自立の欠如とも重なり、生活的自立からの疎外だけではなく関係的な依存的心理をも含むように観念される。加害の語り・ナラティブにもこうした意識は存在していた。都合のよいように解釈され、定義された家族内の秩序意識があり、それに反する妻の行動が暴力を誘発させたという図式である。これら反転させていく男性性形成に課題は多いがここからしか脱暴力への動態は生まれない。

中村正（立命館大学）臨床社会学・社会病理学
(2018年11月30日受理)